

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 TOKUYA大津瀬田店 大津市大萱六丁目字南川崎 2992 番ほか7筆
- 2 意見の概要 (1) 大津市からの意見
 - ア 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容および交通渋滞対策を説明されたい。また、当該自治会等から要望があれば、適切な対応をお願いする。
 - イ 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - ウ 店舗入口に接する市道幹 1058 号線は平日の夕方や土日曜日には非常に交通量の多い道路であり、周辺の市道等も混雑している状況である。瀬田北学区自治連合会会長および近隣自治会長（殿田・浜口北）に丁寧な説明をして、建築工事中の工事車両誘導や開店後の交通整理関係、防犯対策などの説明・協議をされたい。また、防犯対策が項目ごとに箇条書きに記載されているが、昨今の犯罪が年々悪質を極めており、地元においても学区自主防犯・防災会をはじめ瀬田北学区の防犯・防災において努力されているところであるので、貴社においても一層の対策をお願いする。
 - エ 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止についての措置を具体的に示し、十分な対策を講じること。
 - オ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年大津市条例第27号）に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - カ 土壤汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
 - キ 当該事業（関連区域・造成協力地等を含む。）において、土壤汚染対策法（平成14年法律第53条）第4条に基づく届出対象となる場合（3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（盛土、切土、抜根作業等に伴う掘削を含む。）は、形質変更等の着手の30日前までに届出を提出すること。
 - ク 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年大津市規則第64号）第20条に規定する生活環境影響事業に該当するため、事前協議書を提出すること。
 - ケ 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合があるため、必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること。
 - コ 当該店舗から排出されるごみについては、事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託も含む。）等するとともに、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。
 - カ ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - シ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年大津市条例第17号）第30条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
 - ス 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年大津市規則第45号）第16条の保管基準を順守すること。
 - セ 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - ソ 当該店舗の営業開始次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3に定めるところにより事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第16条の4に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
 - タ 景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出については、大津市景観法等施行細則（平成18年大津市規則第105号）第3条の2の規定に基づく適合通知書を得ること。
 - チ 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容等によって許可が必要となるため、事前に大津市未来まちづくり部まちづくり計画課と協議を行い、必要に応じて許可を得ること。
 - ツ 造成および建築工事に伴う、工事車両の搬出入経路、台数（日当り）等の計画図を作成し、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。また、実施に当たっては、地域住民の理解を得て実施すること。
 - テ 造成および建築工事に伴う、交通誘導員配置や工事看板設置等の交通安全対策を検討し、未来まちづくり部ま

ちづくり計画課と協議すること。また、実施に当たっては地域住民の理解を得て実施すること。

ト 工事車両等の駐車対策（工事車両の駐車場確保）について、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。

ナ 確定測量を実施する場合は、公共基準点に基づく測量を行うこと。

ニ 駐車場出入口付近には、視認性向上のため、視界をさえぎる構造物や密な植栽は設置しないこと。また、安全対策として、出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討すること。

ヌ 当該駐車場について、駐車料金を徴収する場合は、内容により駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 12 条による届出を行う必要があるため、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。

ネ 路外駐車場で、一般公共の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上のものの構造および設備は、料金を徴収しない場合においても、駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 7 条および第 8 条による技術的基準に適合させる必要があるため、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。

ノ 駐車場の混雑等による影響で周辺道路が渋滞しないよう、混雑時には駐車場誘導員の配置等を検討すること。

ハ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく特定建設資材を扱う造成工事で、その請負額が 500 万円（消費税込）以上の場合は、工事着手 7 日前までに、同法上の届出が必要なので留意すること。

ヒ 建築物については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、大津市建築基準条例（平成 12 年大津市条例第 11 号）および関係法令等に適合すること。

フ 大津市開発事業の手続き及び基準に関する条例（平成 24 年大津市条例第 6 号）、大津市開発許可制度に関する基準」および都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に基づく開発許可（平成 31 年 2 月 14 日付け大津市指令未開第 30051 号）の内容ならびにその許可条件を遵守すること。

ヘ 繁忙期等について、交通誘導員を配備するなど、交通渋滞を招かないよう対策を行うこと。

ホ 当該届出地の出入口に面する道路は、瀬田北小学校、瀬田北中学校の通学路であることから、児童・生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図りたい。また、該当校へ事前に説明を願いたい。

マ 危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。また、危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議すること。

ミ 太陽光発電設備を設置する場合は、警防課と協議すること。

(2) 草津市からの意見

ア 店舗設置に伴い、店舗の利用者が増加することで、周辺道路における交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が予想される。については、誘導方法等について十分計画の上、スムーズな交通流動を確保し、交通渋滞が生じないように努めること。また、造成・建設工事における工事車両については、近隣道路の交通等に十分配慮するようお願いする。

イ 心地よさの感じられる景観の維持および創出を図るため、新設建物の意匠や形態、色彩、敷地の緑化措置等について、周辺の景観に配慮すること。

ウ 草津市内に当該施設への案内看板等を設置する場合は、草津市屋外広告物条例（平成 24 年草津市条例第 16 号）に基づく手続を行うこと。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13 番 30 号

(2) 縦覧期間 令和元年 9 月 6 日から令和元年 10 月 7 日まで